

公 示

貨物自動車運送適正化事業実施機関の住所及び事務所の所在地変更について

貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第8号の規定により貨物自動車運送適正化事業実施機関から住所及び事務所の所在地変更届出がなされたため、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

令和6年4月30日

関東運輸局長 勝 山 潔

記

(変更する適正化機関)

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

(適正化機関の住所及び事務所の所在地)

新) 〒379-2166 群馬県前橋市野中町322-1

旧) 〒379-2194 群馬県前橋市野中町595

( 変 更 年 月 日 )

令和6年4月1日